



医療費助成金交付申請のご案内



奈良県外の医療機関で受診した場合や、県内受診時に医療証が提示できなかった場合は、医療費助成金交付申請書に医療機関の領収書を添付して、市役所へ請求してください。

1. 医療費助成金交付申請書(緑色の用紙)は受診者・受診月ごとに1枚必要です。
 - ▷申請期限は医療費の支払日から5年です(地方自治法第236条第1項)
 - ▷申請者欄は直筆での署名、コピーやゴム印の場合は必ず押印をお願いします。
2. 必ず「保険点数」と「患者名」の記入された領収書(原本)を添付してください。
 - ▷保険点数、患者名のないレシートでは申請できません。
 - ▷健診や予防接種、診断書料など保険診療の対象外のもの、食事療養費は、助成対象外です。
 - ▷領収書を紛失されている場合は、申請書の裏面に医療機関の証明を受けることで領収書の添付を省略できます。
3. 毎月15日までの受付分は、翌月15日(土日祝日の場合はその日より前で最も近い平日)に支給します。
4. 高額療養費等に該当、付加給付金がある場合
 - ▷同じ月内の医療費の自己負担額が一定額を超えると、限度額を超えた分は高額療養費や付加給付金として健康保険組合から支給されます。
健康保険からの支給額を差し引いた残りの医療費を助成します。
 - ▷現在加入の健康保険組合に高額療養費の支給申請後、支給決定の明細と領収書を添えて、市役所へ医療費助成金交付請求書を提出してください。
 - ▷高額療養費、付加給付の申請方法については、健康保険組合によって異なりますので、健康保険組合へ直接お問い合わせください。

学校や幼稚園でのケガ等で受診した場合

医療費の自己負担額とお見舞金[※]がスポーツ振興センターより給付されるため、生駒市の医療費助成は適用されません。
学校や園を通してスポーツ振興センターへ給付申請をしてください。

生駒市 国保医療課 福祉医療係 (1階7番窓口)

〒630-0288 生駒市東新町8番38号

電話 0743(74)1111 内線 7470・7471

